

# 第52期 定時株主総会 招集ご通知

2019年4月1日～2020年3月31日

日時

2020年6月26日（金曜日）  
午前10時

場所

静岡県静岡市葵区昭和町6番の2  
**アイワンビル**  
**7階アイワンホール**  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議  
事項

第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 役員賞与支給の件

## 目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
(添付書類)	
事業報告	5
連結計算書類	23
計算書類	27
監査報告書	32

## 書面による議決権行使期限

2020年6月25日（木曜日）午後6時まで

### 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、開催日時点での感染状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用などの感染防止にご配慮いただき、ご来場賜りますようよろしくお願い申し上げます。株主総会の議決権行使は、書面による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

**ヨシコン株式会社**

証券コード：5280

株 主 各 位

静岡県静岡市葵区常磐町1丁目4番地の12

ヨ シ コ ン 株 式 会 社

代表取締役社長 吉 田 尚 洋

## 第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県静岡市葵区昭和町6番の2  
アイワンビル 7階アイワンホール
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第52期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）  
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第52期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）  
事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 監査役1名選任の件
  - 第4号議案 役員賞与支給の件

以 上

## 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2020年6月26日(金曜日) 午前10時

**場所** 静岡県静岡市葵区昭和町6番の2  
アイワンビル 7階アイワンホール  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### 書面（郵送）による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

**行使期限** 2020年6月25日(木曜日) 午後6時

- ・株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<https://www.yoshicon.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.yoshicon.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績、今後の事業展開のための内部留保等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項
  - (1) 増加する剰余金の項目及びその額  
別途積立金 300,000,000円
  - (2) 減少する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金 300,000,000円
2. 期末配当に関する事項
  - (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金45円 総額328,402,845円
  - (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由  
今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。
2. 変更の内容  
変更の内容は次のとおりであります。(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) } ~ } (条文省略) (31) }	(1) } ~ } (現行どおり) (31) }
<新設>	(32) <u>碎石、砂利及び砂の採取・生産・販売</u>
(32) <u>上記に附帯する一切の業務</u>	(33) <u>上記に附帯する一切の業務</u>

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役影山孝之氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、 要な 地兼 職位 の 及 状 び 況	所有する当社の株式の数	当社との特別の利害関係
かげやま たかゆき 影山 孝之 (1954年 11月3日生)	1973年4月 名古屋国税局総務部採用 2008年7月 国税庁長官官房監察官 2012年7月 藤枝税務署長 2014年7月 刈谷税務署長 2015年7月 刈谷税務署退官 2015年9月 影山孝之税理士事務所開所 2016年6月 当社監査役(現任) (選任理由) 同氏は、社外監査役となること以外の方法で直接経営に関与された経験はありませんが、長年税務・会計業務に従事し、培われた専門的な知識・経験を税務・会計の専門的な立場から当社の監査体制に生かせるものと判断したため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。	株  —	なし

- (注) 1. 影山孝之氏は、社外監査役候補者であります。  
2. 影山孝之氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。  
3. 当社は影山孝之氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

### 第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役5名に対し、当期の業績等を総合的に勘案して、役員賞与総額70,000千円を支給することといたしたいと存じます。

以上

# 事業報告

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、基本的には堅調な企業収益や雇用環境の改善などを背景に緩やかに回復基調で推移していたところ、消費税率引き上げや大型台風などの天候不順に加え、2020年に入ってから新型コロナウイルス感染症の拡大で急激に悪化いたしました。また世界経済におきましても、米中貿易摩擦の長期化に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により急激に悪化いたしました。

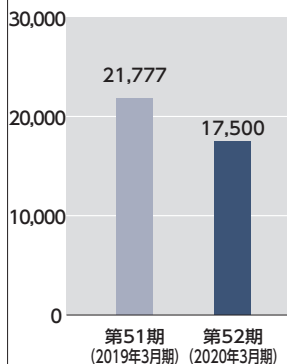
当社グループが属する不動産業界では、基本的には企業の設備投資意欲は比較的安定した状況で推移いたしました。このような環境下において、当社グループの不動産事業分野では、流動性の高い不動産を確保し企業誘致や宅地造成などの提案や在庫分譲マンションの早期完売など積極的な営業活動を推進してまいりましたが、消費税増税や人件費の上昇に加え、特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により設備投資需要に急激な減速が見られました。また、前連結会計年度の不動産投資法人の資産運用会社の設立を機に不動産証券化事業への取組みを一層強化してまいりました。

建設土木業界に属するマテリアル事業分野では、工場やラインの集約化及び製品群を絞り込み受注活動を強化推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は175億円（前連結会計年度比19.6%減）、営業利益は7億28百万円（前連結会計年度比69.0%減）、経常利益は11億97百万円（前連結会計年度比52.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億39百万円（前連結会計年度比36.5%減）となりました。

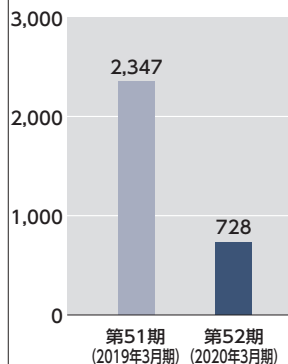
#### 売上高

(単位:百万円)



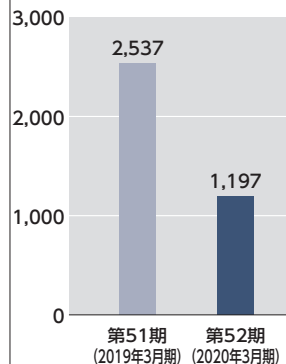
#### 営業利益

(単位:百万円)



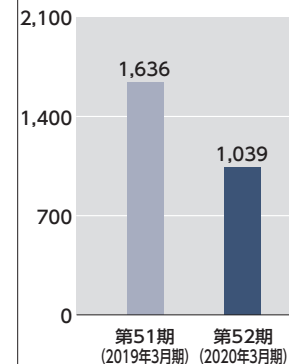
#### 経常利益

(単位:百万円)



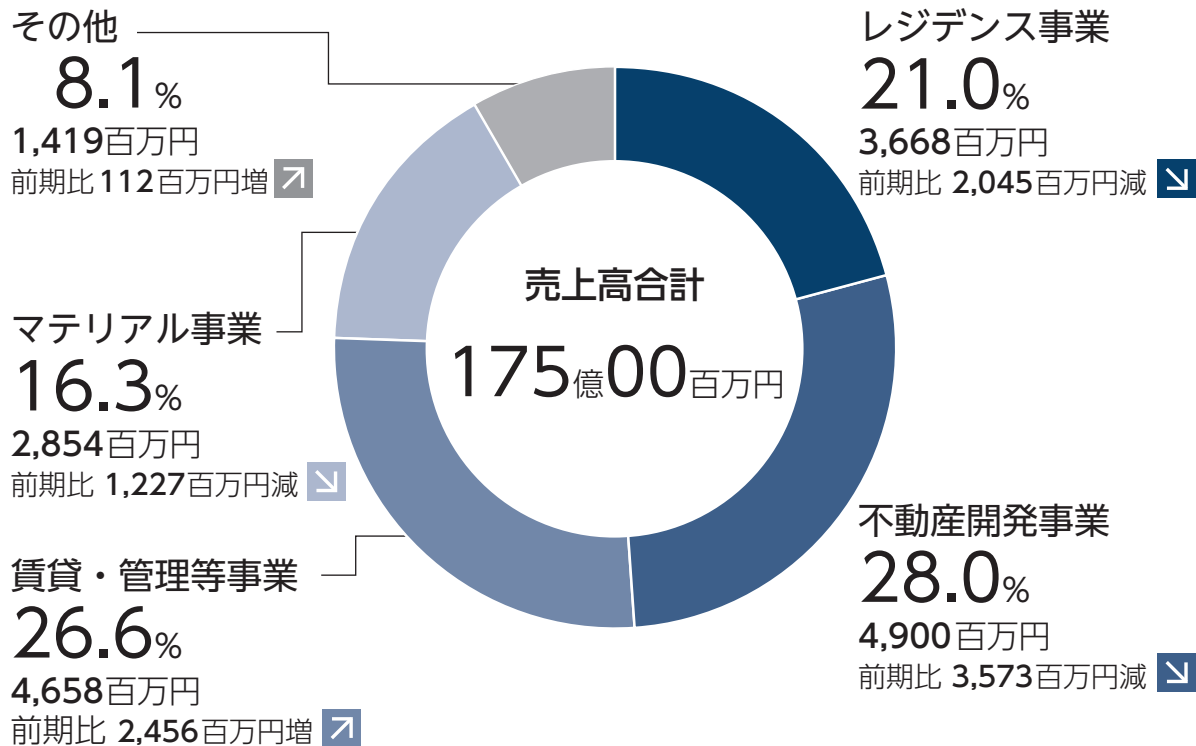
#### 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位:百万円)



## セグメント別業績

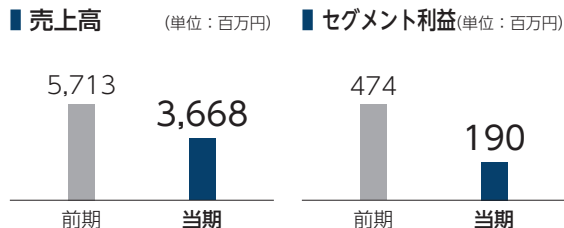
### 事業区分別売上高構成比（ご参考）



区分	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比増減(△)
レジデンス事業	5,713	3,668	△2,045百万円 (△35.8%)
不動産開発事業	8,474	4,900	△3,573百万円 (△42.2%)
賃貸・管理等事業	2,201	4,658	2,456百万円 (111.5%)
マテリアル事業	4,082	2,854	△1,227百万円 (△30.1%)
その他	1,306	1,419	112百万円 (8.6%)
合計	21,777	17,500	△4,277百万円 (△19.6%)

セグメントの業績は次のとおりであります。

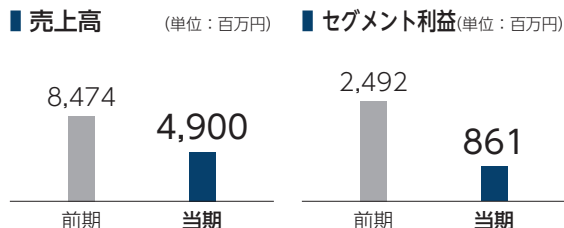
## レジデンス事業



レジデンス事業におきましては、新規一棟売りマンションや在庫分譲マンションの引渡しが行われましたが、減収減益となりました。

この結果、売上高は36億68百万円（前連結会計年度比35.8%減）、セグメント利益は1億90百万円（前連結会計年度比59.9%減）となりました。

## 不動産開発事業

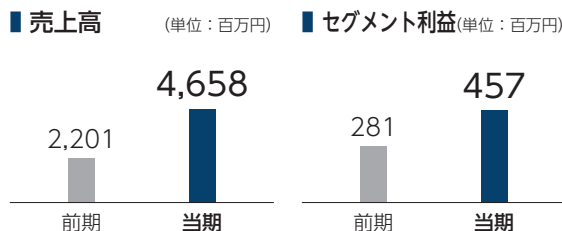


不動産開発事業におきましては、静岡県内外の大型商業施設用地の引渡しが先延ばしされたことなどにより大幅な減収減益となりました。

この結果、売上高は49億円（前連結会計年度比42.2%減）、セグメント利益は8億61百万円（前連結会計年度比65.4%減）となりました。



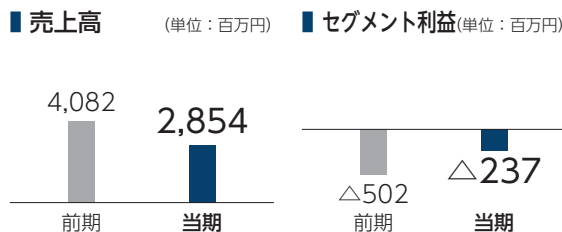
## 貸貸・管理等事業



貸貸・管理等事業におきましては、大手食品メーカー工場の請負工事の引渡しなどもあり、増収増益となりました。

この結果、売上高は46億58百万円（前連結会計年度比111.5%増）、セグメント利益は4億57百万円（前連結会計年度比62.3%増）となりました。

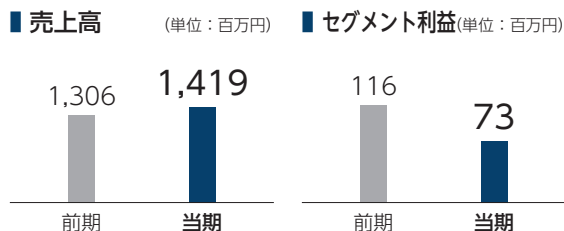
## マテリアル事業



マテリアル事業におきましては、工場やラインの集約化及び製品群の絞り込みや原価低減努力などもあり減収増益（セグメント損失）となりました。生産性向上のために遠州工場を閉鎖し焼津工場（旧大井川工場）に工場を集約いたしました。

この結果、売上高は28億54百万円（前連結会計年度比30.1%減）、セグメント損失は2億37百万円（前連結会計年度は5億2百万円のセグメント損失）となりました。

## その他



その他事業におきましては、飲料製造事業において新規顧客開拓を進めたことに伴い売上高が増加したものの、設備投資費用などが増加したため、増収減益となりました。

この結果、売上高は14億19百万円（前連結会計年度比8.6%増）、セグメント利益は73百万円（前連結会計年度比36.9%減）となりました。

なお、記載金額には消費税等は含まれておりません。

## 2 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、米中貿易摩擦の影響や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により国内外経済のさらなる下振れが懸念されており景気の先行きは極めて厳しい状況が続くと見込まれます。

このような状況下、当社グループは、複合開発、市街地再開発事業、不動産証券化事業などの新しい事業に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症収束後の社会情勢を見据え、常識や慣習に囚われない新機軸の発想力と実行力で、未来型企業としての総合街づくり企業「ヨシコン」を目指してまいります。

セグメントごとの見通しを示すと次のとおりであります。

### <レジデンス事業>

レジデンス事業におきましては、設計から販売、販売後のマンション管理までのトータルサービスに強みがあり、その強みを生かし、在庫分譲マンション及び新規一棟売りマンションの提供を引き続き行ってまいります。また、様々な土地情報及び中長期の事業用地の取得に注力し、自社開発案件を積極的に進めてまいります。

### <不動産開発事業>

不動産開発事業におきましては、街づくりの仕掛け役として企業誘致案件、宅地造成案件などの市場ニーズに対応する流動性の高い不動産を確保し、提案力の高い営業活動を展開し、商業・工業・物流施設の誘致や分譲宅地の企画・開発・販売を通して、高付加価値不動産の創造を目指してまいります。加えて、業務領域や営業エリアの拡大といった取組みも実施してまいります。

また、不動産証券化事業への取組みとしては、不動産投資法人の資産運用会社の設立等を機に今後、投資法人の運用に必要となる許認可の取得を進めるとともに、より一層収益不動産物件の獲得を強化してまいります。

### <賃貸・管理等事業>

賃貸事業におきましては、商業・工業・物流施設や居住用施設のリーシング活動の強化と、賃貸用マンション・商業施設・工業施設や駐車場物件の既存賃貸物件の稼働率の向上と土地活用の提案により新規賃貸物件の獲得に注力してまいります。

管理事業におきましては、安心かつ安全で快適な居住生活やビジネス生活を提供する分譲マンション・商業施設の管理体制確立に加え、資産価値向上のための改修工事や長期修繕計画の見直し、サービスの提供を企画提案してまいります。また、設計・工事部門におきましては、具体的には商業施設及び物流倉庫の建物請負工事の引渡しを予定しております。加えて、不動産開発事業との連携強化により建物請負工事受注を目指してまいります。

### <マテリアル事業>

マテリアル事業におきましては、遠州工場閉鎖に伴う工場集約化及び製品群の絞り込みの成果としての生産性の向上、原価低減を目指すべく取り組んでまいります。また、建築事務所やゼネコン等との連携強化に努め、製品や建材等の受注に繋げる営業を強力に実施してまいります。

### <その他>

その他事業におきましては、食を通して心と体の「健康」を実現するサービスの提供と、飲料事業におきましては、さらなる売上高の増加と工場高稼働率の維持により原価低減に取り組むことに加え、高付加価値製品の開発に取り組み、安定的な経営基盤の構築を目指してまいります。

これらにより、当社グループの連結通期の業績予想といたしましては、売上高190億円、営業利益15億円、経常利益20億円、親会社株主に帰属する当期純利益13億50百万円を見込んでおります。

### 3 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1億29百万円となりました。その主なものは、株式会社YCLの工場新築工事等によるものであります。

なお、資金調達の状況につきまして、特記すべき事項はありません。

### 4 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

### 5 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### 6 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務承継の状況

該当事項はありません。

### 7 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

### 8 財産および損益の状況の推移

区 分	第49期 (2017年3月度)	第50期 (2018年3月度)	第51期 (2019年3月度)	第52期 (当連結会計年度) (2020年3月度)
売 上 高 (千円)	19,212,443	21,823,430	21,777,967	17,500,654
経 常 利 益 (千円)	3,200,870	3,174,196	2,537,027	1,197,633
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	1,950,924	2,184,072	1,636,066	1,039,514
1株当たり当期純利益 (円)	269.71	302.53	226.75	142.86
総 資 産 額 (千円)	35,396,148	30,659,301	35,178,208	37,261,904
1株当たり純資産額 (円)	2,209.71	2,487.22	2,672.07	2,747.83

### 9 重要な親会社および子会社の状況

#### (1) 親会社との関係

該当事項はありません。

## (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ワイシーシー	30,000千円	100.0%	不動産賃貸業
株式会社YCF	10,000千円	100.0%	採石事業、飲食事業、衣料品事業
株式会社YCL	40,000千円	100.0%	清涼飲料水の製造販売業、食品等の開発業
東海道リート・マネジメント株式会社	100,000千円	100.0%	不動産投資法人の資産運用会社としての業務
株式会社YCA	10,000千円	49.0%	農産物の生産・加工・販売

- (注) 1. 連結子会社は上記の重要な子会社5社であります。  
 2. 株式会社YCFに対する議決権比率のうち、間接所有によるものは0.2%であります。

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
 該当事項はありません。

## 10 主要な事業内容

## レジデンス事業

マンション分譲、一棟売りマンションの販売、戸建住宅の販売

## 不動産開発事業

不動産の売買、仲介、信託受益権販売業

## 賃貸・管理等事業

不動産の仲介、賃貸借、管理

## マテリアル事業

コンクリート二次製品の製造販売、生コンクリートの販売

土木・建築資材、工事の請負

## その他

保険代理店業、飲食事業、飲料製造事業、衣料品事業

## 11 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
本 社	静岡県静岡市葵区常磐町1丁目4-12
焼津工場 (旧大井川工場)	静岡県焼津市利右衛門2622番地
不動産開発事業本部	静岡県静岡市葵区常磐町1丁目4-12
マテリアル事業本部	静岡県静岡市葵区常磐町1丁目4-12
株式会社ワイシーシー	静岡県静岡市葵区常磐町1丁目4-12
株式会社YCF	静岡県静岡市葵区常磐町1丁目4-12
株式会社YCL	静岡県焼津市小屋敷466番地
東海道リート・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番2号 新丸の内センタービルディング21階
株式会社YCA	静岡県静岡市葵区常磐町1丁目4-12

(注) 遠州工場は2020年3月をもって売却いたしました。

## 12 従業員の状況

### 企業集団の従業員の状況

区 分	当連結会計 年度末従業員数	前連結会計 年度末比増減	平均年令	平均勤続年数
男性	114名	13名減	41.5才	11.0年
女性	18名	1名減	39.3才	7.5年
合計又は平均	132名	14名減	41.2才	10.5年

(注) 上記には臨時従業員 (54名)、請負により生産に従事している作業者は含まれておりません。なお、臨時従業員数には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

### 13 主要な借入先

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社静岡銀行	5,934
株式会社みずほ銀行	3,674
株式会社三井住友銀行	1,223
株式会社三菱UFJ銀行	900
静岡県信用農業協同組合連合会	730
株式会社商工組合中央金庫	350
島田掛川信用金庫	191
みずほ信託銀行株式会社	183
三井住友信託銀行株式会社	100
日本生命保険相互会社	100

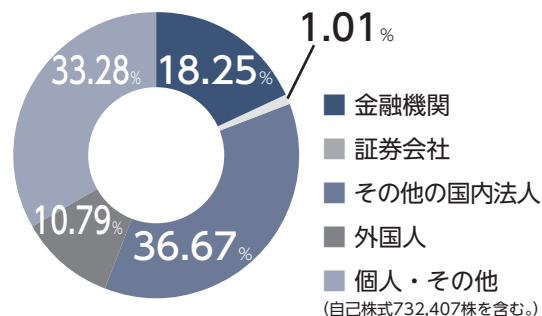
## II 会社の株式に関する事項

1 発行済株式総数 7,297,841株 (自己株式数732,407株を除く。)

2 株主数 1,541名

3 単元株式数 100株

ご参考 所有者別株式分布状況



### 4 大株主の状況

株主名	持株数 千株	持株比率 %
ワイズ株式会社	2,019	27.66
KBL EPB S. A. 107704	402	5.51
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	346	4.74
太平洋セメント株式会社	320	4.38
ヨシコン取引先持株会	253	3.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	252	3.46
株式会社三菱UFJ銀行	248	3.40
株式会社静岡銀行	248	3.40
株式会社みずほ銀行	248	3.40
株式会社商工組合中央金庫	218	2.99

(注) 持株比率は、自己株式(732,407株)を控除して算定しております。

### 5 その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。



### Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

- 1 当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- 2 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の内容等  
該当事項はありません。
- 3 その他新株予約権等に関する重要な事項等  
該当事項はありません。

## IV 会社役員に関する事項

### 1 取締役および監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	吉田 立志	
代表取締役社長	吉田 尚洋	
専務取締役	大塚 達郎	不動産開発事業本部長 兼エンブレマネジメント事業本部長 兼エンブレネット本部長 兼マンション管理部長
専務取締役	笠原 弘道	マテリアル事業本部長 兼開発営業本部長
常務取締役	秋野 徹	不動産開発事業本部副本部長 兼マンション企画開発部長 兼不動産ソリューション部長
取締役	高田 辰男	エンブレマネジメント事業本部副本部長 兼プランニング部長 兼コンストラクション部長
取締役	杉本 貞章	経営管理本部長
取締役	赤堀 一通	赤堀一通土地家屋調査士行政書士事務所所長 兼静岡県土地家屋調査士会会長
常勤監査役	池田 寛	
監査役	影山 孝之	影山孝之税理士事務所所長
監査役	渡辺 隆之	

- (注) 1. 取締役赤堀一通氏は、社外取締役であります。
2. 監査役影山孝之氏及び渡辺隆之氏は、社外監査役であります。
3. 監査役影山孝之氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
4. 監査役松山和弘氏は、2019年6月18日開催の第51期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

### 2 取締役および監査役の報酬等の額

取締役	8名	461,730千円	（うち社外	1名	2,400千円）
監査役	4名	13,596千円	（うち社外	3名	3,600千円）

- (注) 1. 上記報酬等の額には、2020年6月26日開催の第52期定時株主総会において決議予定の役員賞与70,000千円（取締役5名 70,000千円）を含んでおります。
2. 上記報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として、149,927千円（取締役2名 149,927千円）を含んでおります。

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 取締役 赤堀 一通

ア 重要な兼職先と当社との関係

他の法人等の業務執行者の兼職状況

赤堀一通土地家屋調査士行政書士事務所所長ですが、当社との間に重要な取引関係はありません。

イ 当事業年度における主要な活動状況

##### 1) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催した取締役会の全てに出席しております。また、出席した取締役会において社外取締役として、報告事項や決議事項について適宜質問し、土地家屋調査士の専門的な立場から意見を述べております。

#### (2) 監査役 影山 孝之

ア 重要な兼職先と当社との関係

当社との間に重要な取引関係はありません。

イ 当事業年度における主要な活動状況

##### 1) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催した取締役会の全てに出席しております。また、出席した取締役会において社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問し、税務・会計の専門的な立場から意見を述べております。

##### 2) 監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催した監査役会の全てに出席し、社外監査役として行った監査内容を報告し、専門的な立場から意見を述べております。

#### (3) 監査役 渡辺 隆之

ア 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ 当事業年度における主要な活動状況

##### 1) 取締役会への出席状況及び発言状況

社外監査役就任後に開催した取締役会の全てに出席しております。また、出席した取締役会において社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問し、警察業務従事者の経験を活かし法務事項やリスク管理の見地から意見を述べております。

##### 2) 監査役会への出席状況及び発言状況

社外監査役就任後に開催した監査役会の全てに出席し、社外監査役として行った監査内容を報告し、専門的な立場から意見を述べております。

## V 会計監査人の状況

### 1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### 2 責任限定契約の内容の概要

当社は、2006年6月23日開催の第38期定時株主総会で定款を変更し、会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が会計監査人有限責任監査法人トーマツと締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

#### 会計監査人の責任限定契約

会計監査人は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき故意又は重大な過失があった場合を除き、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

### 3 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	23,000千円
(2) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,335千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### 4 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### 5 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

特に定めておりません。

## Ⅵ 会社の体制及び方針

### 1 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況は、以下のとおりであります。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ①コンプライアンス体制の基礎として、企業行動憲章及びコンプライアンスガイドラインを定める。  
社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進する。
  - ②内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を置く。
  - ③取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく経営戦略会議に報告するものとする。
  - ④法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての内部通報制度として、常勤監査役を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行うこととする。
  - ⑤監査役は当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることができるものとする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る情報については、情報管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ①当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。
  - ②リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に取締役・執行役員によって構成される経営戦略会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- (5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制  
①グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する行動指針として、グループ会社行動憲章を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。  
経営管理については、グループ会社経営管理基本方針を定め、子会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。  
取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。  
②子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査室に報告するものとする。内部監査室は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べるができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- (6) 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
①監査役を補助すべき使用人に関する規程を定め、監査役を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。  
②監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
  - ②内部通報制度の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
  - ③監査役会は、「監査役会規程」に従い、監査の実効性を確保するため、監査役の職務執行上必要と見込まれる費用について予算を計上しております。

(当該体制の運用状況)

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況については、上記基本方針に基づいた取組みを行っております。具体的には、取締役8名（社外取締役1名を含む）及び監査役3名（社外監査役2名を含む）を出席者とする経営戦略会議を毎月1回開催し必要な都度協議するとともに、取締役会として重要な経営上の意思決定を行っております。また、内部統制システムの整備・運用状況に関して、監査役及び内部監査室がモニタリングを行い、重要な不備がないか確認を行っております。

法令の改正や経営環境の変化に対応して社内規程の見直しを随時実施し、効果的な体制の整備・運用を行っております。

## 2 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>27,054,413</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>15,541,520</b>
現金及び預金	1,843,228	支払手形及び買掛金	1,474,839
受取手形及び売掛金	692,861	短期借入金	11,257,584
商品及び製品	372,823	1年内返済予定の長期借入金	1,063,968
仕掛品	2,081	未払金	214,058
原材料及び貯蔵品	38,801	未払法人税等	160,744
販売用不動産	23,203,697	賞与引当金	54,324
未成工事支出金	133,760	役員賞与引当金	70,000
その他の	768,121	その他の	1,246,001
貸倒引当金	△962	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,647,211</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>10,207,491</b>	長期借入金	1,065,206
<b>有形固定資産</b>	<b>2,628,398</b>	その他の	582,005
建物及び構築物	560,722		
機械装置及び運搬具	81,255	<b>負 債 合 計</b>	<b>17,188,731</b>
土地	1,957,173	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
建設仮勘定	7,357	<b>株 主 資 本</b>	<b>20,014,852</b>
その他の	21,888	資本金	100,000
<b>無形固定資産</b>	<b>80,851</b>	資本剰余金	3,555,182
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,498,240</b>	利益剰余金	16,848,486
投資有価証券	7,063,476	自己株式	△488,816
長期貸付金	7,521	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>38,346</b>
繰延税金資産	134,113	その他有価証券評価差額金	38,346
その他の	362,268	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>19,974</b>
貸倒引当金	△69,139	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>20,073,173</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>37,261,904</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>37,261,904</b>



# 連結損益計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上		17,500,654
売上総利益		14,841,074
販売費及び一般管理費		2,659,579
営業利益		1,931,573
受取配当金	271	
受仕入割戻金	11,860	
不動産取得税	13,920	
受取組合投資	12,078	
受取手保の費用	463,820	
営業外費用	4,995	
支貸倒引当金の繰入	515	
経常利益	39,147	546,610
特異利益	74,261	
特異損失	△75	
税金等調整前当期純利益	2,796	76,983
法人税、住民税及び事業税		1,197,633
法人税調整額	423,090	
当期純利益	48,664	471,754
非支配株主に帰属する当期純利益	248	
親会社株主に帰属する当期純利益	17,200	17,448
		1,651,938
	492,761	
	103,407	596,168
		1,055,770
		16,255
		1,039,514

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	100,000
当期末残高	100,000
資本剰余金	
当期首残高	3,463,731
連結会計年度中の変動額	
自己株式の処分	91,450
連結会計年度中の変動額合計	91,450
当期末残高	3,555,182
利益剰余金	
当期首残高	16,112,008
連結会計年度中の変動額	
剰余金の配当	△303,035
親会社株主に帰属する当期純利益	1,039,514
連結会計年度中の変動額合計	736,478
当期末残高	16,848,486
自己株式	
当期首残高	△487,320
連結会計年度中の変動額	
自己株式の取得	△109,948
自己株式の処分	108,451
連結会計年度中の変動額合計	△1,496
当期末残高	△488,816
株主資本合計	
当期首残高	19,188,419
連結会計年度中の変動額	
剰余金の配当	△303,035
親会社株主に帰属する当期純利益	1,039,514
自己株式の取得	△109,948
自己株式の処分	199,902
連結会計年度中の変動額合計	826,433
当期末残高	20,014,852

科 目	金 額
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	90,974
連結会計年度中の変動額	
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△52,627
連結会計年度中の変動額合計	△52,627
当期末残高	38,346
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	90,974
連結会計年度中の変動額	
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△52,627
連結会計年度中の変動額合計	△52,627
当期末残高	38,346
非支配株主持分	
当期首残高	3,718
連結会計年度中の変動額	
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	16,255
連結会計年度中の変動額合計	16,255
当期末残高	19,974
純資産合計	
当期首残高	19,283,112
連結会計年度中の変動額	
剰余金の配当	△303,035
親会社株主に帰属する当期純利益	1,039,514
自己株式の取得	△109,948
自己株式の処分	199,902
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△36,372
連結会計年度中の変動額合計	790,060
当期末残高	20,073,173

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
流 動 資 産	26,207,174	流 動 負 債	15,234,522
現金及び預	1,609,641	買掛金	1,383,082
受取手	158,056	短期借入金	11,237,784
商品及び製	367,833	1年内返済予定の長期借入金	971,520
仕掛及び製	372,517	未払金	198,796
材料及び貯蔵	2,081	未払費用	25,048
販売用不動産	29,661	未払法人税等	116,034
前払工事費	22,788,468	前受り金	1,071,453
その他当	133,760	賞与引当金	112,740
倒引当	110,082	役員賞与引当金	48,063
固定資産	636,034	固定負債	70,000
有形固定資産	△962	長期借入金	1,278,853
建物	9,370,337	役員長期未払	743,360
構築物	1,515,807	長期預り	208,340
機械及び装	95,347	その他	274,976
車両及び運搬	18,807	器具及び備	52,177
土工器具及び備	64,251	土地	
建設仮勘定	799	権	
無形固定資産	13,119	他	
借入の	1,316,124	資産	
その	7,357	証券	
投資その他の	80,851	株式	
投資有価証券	10,029	式	
関係会社株	64,236	金	
出資	6,585	等	
長期貸付	7,773,678	債権	
破産更生債権	7,063,476	等	
繰延税金資産	307,953	証券	
繰延税金資産	4,960	金	
繰延税金資産	2,521	金	
繰延税金資産	62,969	金	
繰延税金資産	120,951	金	
繰延税金資産	122,280	金	
繰延税金資産	157,704	金	
繰延税金資産	△69,139	金	
繰延税金資産		計	19,064,136
資産合計	35,577,512	負債純資産合計	35,577,512
		純資産合計	19,064,136
		負債純資産合計	35,577,512



## 株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科	目	金 額
株主資本		
資本金		
当期首残高		100,000
当期末残高		100,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高		1,854,455
当期末残高		1,854,455
その他資本剰余金		
当期首残高		1,614,232
事業年度中の変動額		
自己株式の処分		91,450
事業年度中の変動額合計		91,450
当期末残高		1,705,683
資本剰余金合計		
当期首残高		3,468,687
事業年度中の変動額		
自己株式の処分		91,450
事業年度中の変動額合計		91,450
当期末残高		3,560,138
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		131,222
当期末残高		131,222
その他利益剰余金		
特別償却準備金		
当期首残高		6,017
事業年度中の変動額		
特別償却準備金の取崩		△3,717
事業年度中の変動額合計		△3,717
当期末残高		2,299

科 目	金 額
圧縮記帳積立金	
当期首残高	4,533
事業年度中の変動額	
圧縮記帳積立金の積立	173,452
圧縮記帳積立金の取崩	△3,192
事業年度中の変動額合計	170,259
当期末残高	174,792
別途積立金	
当期首残高	7,770,000
事業年度中の変動額	
別途積立金の積立	400,000
事業年度中の変動額合計	400,000
当期末残高	8,170,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	7,332,261
事業年度中の変動額	
剰余金の配当	△303,035
当期純利益	913,468
特別償却準備金の取崩	3,717
圧縮記帳積立金の積立	△173,452
圧縮記帳積立金の取崩	3,192
別途積立金の積立	△400,000
事業年度中の変動額合計	43,891
当期末残高	7,376,152
利益剰余金合計	
当期首残高	15,244,034
事業年度中の変動額	
剰余金の配当	△303,035
当期純利益	913,468
事業年度中の変動額合計	610,432
当期末残高	15,854,467
自己株式	
当期首残高	△487,320
事業年度中の変動額	
自己株式の取得	△109,948
自己株式の処分	108,451
事業年度中の変動額合計	△1,496
当期末残高	△488,816

科 目	金 額
株主資本合計	
当期首残高	18,325,402
事業年度中の変動額	
剰余金の配当	△303,035
当期純利益	913,468
自己株式の取得	△109,948
自己株式の処分	199,902
事業年度中の変動額合計	700,387
当期末残高	19,025,789
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	90,974
事業年度中の変動額	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△52,627
事業年度中の変動額合計	△52,627
当期末残高	38,346
評価・換算差額等合計	
当期首残高	90,974
事業年度中の変動額	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△52,627
事業年度中の変動額合計	△52,627
当期末残高	38,346
純資産合計	
当期首残高	18,416,376
事業年度中の変動額	
剰余金の配当	△303,035
当期純利益	913,468
自己株式の取得	△109,948
自己株式の処分	199,902
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△52,627
事業年度中の変動額合計	647,759
当期末残高	19,064,136



## 独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

ヨシコン株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

静岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 郷 右 近 隆 也 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 崎 光 隆 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヨシコン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヨシコン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

2020年5月22日

ヨシコン株式会社

代表取締役社長 吉田尚洋 殿

ヨシコン株式会社 監査役会

常勤監査役 池田寛 ㊟

監査役 影山孝之 ㊟

監査役 渡辺隆之 ㊟

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第52期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

（注） 監査役影山孝之及び監査役渡辺隆之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

ヨシコン株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

静岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 郷 右 近 隆 也 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 崎 光 隆 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヨシコン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

2020年5月22日

ヨシコン株式会社

代表取締役社長 吉 田 尚 洋 殿

ヨシコン株式会社 監査役会  
常勤監査役 池 田 寛 ㊟  
監 査 役 影 山 孝 之 ㊟  
監 査 役 渡 辺 隆 之 ㊟

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

(注) 監査役影山孝之及び監査役渡辺隆之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

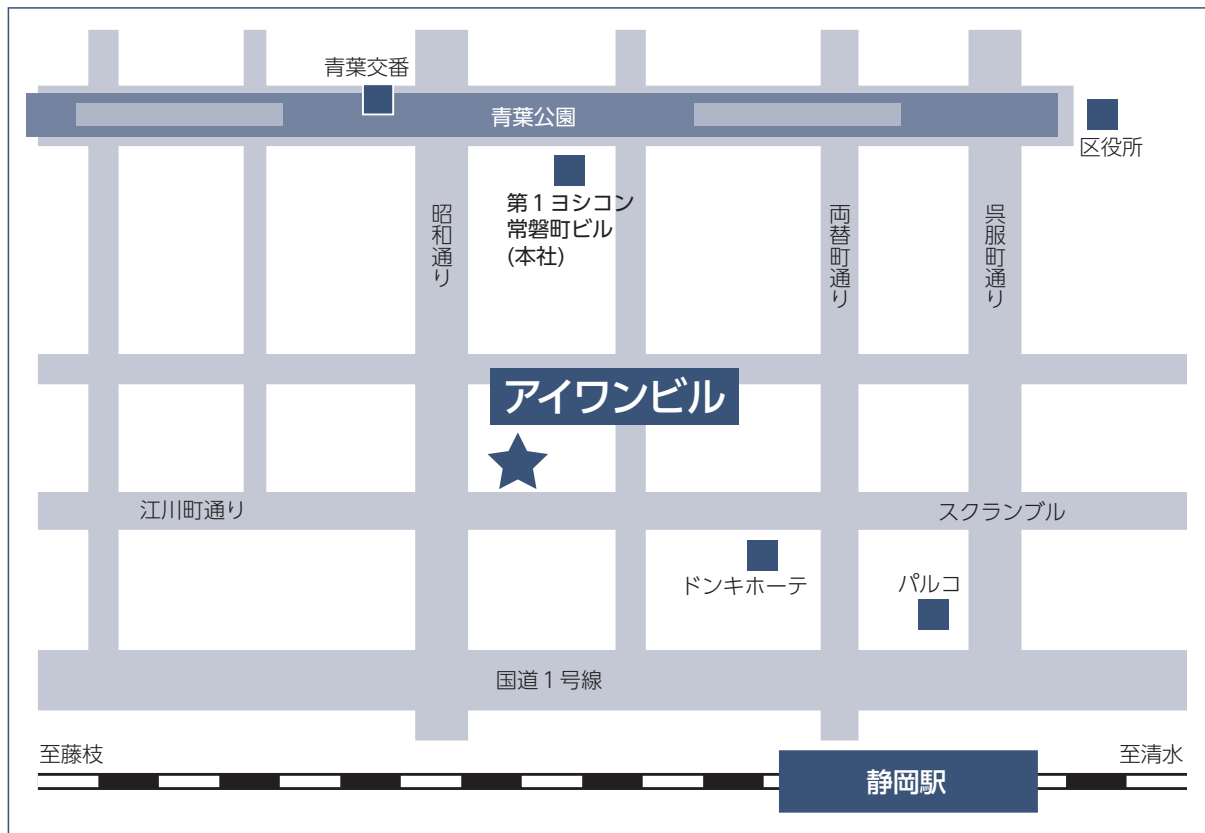
以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場

アイワンビル 7階 アイワンホール

静岡県静岡市葵区昭和町6番の2 ☎054-205-6363



交通

JR静岡駅から徒歩10分（北口）

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。